

# 新居浜港港湾計画改訂調査検討業務委託 特記仕様書

## 1. 業務名

新居浜港港湾計画改訂調査検討業務委託（その2）

## 2. 業務の目的

本業務は、平成11年7月に改定した新居浜港の港湾計画を見直すため、港湾脱炭素化推進計画や20～30年後を想定した「新居浜港長期構想」に基づいた新しい港湾計画改訂に向けた検討を行うものである。

## 3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4. 業務内容

### 4-1. 計画準備

本業務を行うにあたり、事前に業務の目的及び内容の把握に努めるとともに、本業務を効率的に処理するため、業務内容・業務処理の手順等について検討し、業務計画を立案するものとする。

### 4-2. 港湾計画改訂の基本方針設定

長期構想を基に、計画目標年次（令和20年代前半）における新居浜港港湾計画改訂の基本方針を設定するものとする。

### 4-3. 港湾の能力に関する検討

計画目標年次における新居浜港の整備規模を検討するにあたり、港湾取扱貨物量や入港船舶隻数、港湾利用者数、プレジャーボート隻数、各用地需要等の将来推計を行うものとし、ヒアリング・アンケート調査の結果等から取扱貨物の動向と今後の見通し、新規貨物の有無等を把握して推計するものとする。

### 4-4. 港湾の規模及び配置に関する検討

#### （1）埠頭計画

将来推計や利用状況、利用船舶などを考慮し施設の規模や配置について検討する。なお、新規埠頭のみでなく、既存埠頭の集約・再配置等についても併せて検討する。

## (2) 水域施設計画

航路、泊地の水深、必要面積、浚渫範囲等について検討を行うとともに、操船図を作成し入出港の容易性、安全性について検討する。

## (3) 外郭施設計画

ふ頭計画等と整合を図りつつ、別途検討する静穏度解析に基づき、係留施設の所要の稼働率を確保できる外郭施設の規模及び配置を検討する。

## (4) 臨港交通施設計画

周辺道路の交通状況や将来の交通量の配分を推計し、必要な臨港交通施設の規模及び配置を検討する。

### 4-5. 土地造成及び土地利用計画に関する検討

将来需要に対応し、港湾を有効かつ適切に利用することができるように、土地利用の区分について検討する。

### 4-6. 概算事業費の算定

今回の計画で位置づけた港湾施設の概算事業費を事業主体別、施設別に区分し算出する。算出に当たっては近隣の類似施設の事業費等を参考に、原単位を設定して実施する。

### 4-7. 協議・報告

本業務の遂行に当たっては、監督員と十分な打合せを行うものとし、打合せは業務着手時の事前協議 1 回、中間打合せ時の中間報告 2 回、最終報告 1 回の計 4 回行うものとする。打合せ内容については、打合せ記録簿を作成し提出すること。

## 5. 成果品

### 5-1. 成果品作成

業務目的、内容、検討結果等を整理して業務報告書を作成する。

### 5-2. 成果品

業務報告書（製本） 2 部

関連資料 1 式

\*原図・原稿等は電子データでも提出すること。

### 5-3. 成果品の帰属等

本業務における成果については、全て発注者に帰属するものであり、発注者の承諾を得ずに複製したり、他に公表してはならない。また、履行にあたり、第三者の著作権等

に抵触又は損害が生じた場合には、受注者の責任において処理するものとする。

## 6. 留意事項

この仕様書は発注者が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受注者の提案内容を制限するものではない。

## 7. その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、監督員と十分に協議するとともに、業務の進捗状況について随時報告すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、必要に応じて発注者が要請を行った場合には、確実に連絡及び対応が可能となる体制を整えておくこと。
- (3) 受注者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項、又は実務実施に際して疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ、その指示に従うこと。
- (5) その他記載のない事項については、港湾設計・測量・調査等業務共有仕様書（国土交通省港湾局監修）の定めによるものとする。